

第3回 鎌倉市宿泊税等 観光財源に関する検討委員会

令和8年4月20日

説明資料 1

1 前回の検討委員会の振り返り (委員からのご意見と対応方針)

前回の検討委員会の振り返り①

「課税要件」の検討にあたってのご意見

(委員からのご意見)

まずは鎌倉旅館組合に特化して、個別に疑問や不安に対し回答する丁寧な場を設けるべきです。

(事務局の回答、対応方針)

⇒可能な限り意見交換会や個別のヒアリングを実施し、対話をしてまいります。

(委員からのご意見)

税額・税率、課税免除(修学旅行生の免除など)等についても、オペレーション上の事務負担を考慮しつつ、議論すべきです。

(事務局の回答、対応方針)

⇒意見交換会や個別のヒアリングの中で、課税免除等についてもご意見を伺ってまいります。

前回の検討委員会の振り返り②

「使途や補助」の検討にあたってのご意見

(委員からのご意見)

今後の重要な方針となる宿泊税の「**税収の使途※**」には「滞在促進や宿泊支援にドライブをかける」といった趣旨を明確に記載した方がいいと思います。 ※総務省協議で明記するその自治体における使途の理念

(事務局の回答、対応方針)

⇒追記した案を、検討し、お示しします。

(委員からのご意見)

宿泊税が、オーバーツーリズム対策や日帰り客の対応にのみ使われるという誤解を生まないようにしてください。

(事務局の回答、対応方針)

⇒意見交換会や個別のヒアリングの中で、その点は説明してまいります。

前回の検討委員会の振り返り③

「使途や補助」の検討にあたってのご意見

(委員からのご意見)

導入初期のシステム改修への補助、徴収事務の負担に対する交付金をしっかり設け、特別徴収義務者(宿泊事業者)を支援してください。

(事務局の回答、対応方針)

⇒ 宿泊税とセットでの導入を、前提とします。

(委員からのご意見)

課税免除としなくとも、宿泊者に対するクーポン提供なども施策としては検討いただきたい。宿泊者をターゲットにするナイトウォーク等の夜のイベントを強調していただきたい。

(事務局の回答、対応方針)

⇒ 滞在型観光の促進に繋がる使途の情報を、引き続き収集いたします。

2 課税要件、補助制度等について

前回の振り返り（主な課税要件 確認・検討事項）

検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
①課税客体	税金がかかる物や行為	鎌倉市に所在する宿泊施設への宿泊行為
②課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値	宿泊施設への宿泊数
③納税義務者	租税を納める義務を課せられる者	宿泊施設への宿泊者
④徴収方法	特別徴収：宿泊施設が宿泊者から宿泊税を徴収し納入 普通徴収：町が納税義務者から直接租税を徴収	特別徴収
⑤申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入 ※特例有

確認事項

⇒ 先行事例では差別化されていないため、事務局案としては先行事例を踏襲

⑥免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度。	設けない
⑦課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる	設けない
⑧課税期間	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う	施行後3年、その後は5年ごとに見直す
⑨税額・税率	税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる	1人1泊300円 (一律定額制)

検討事項

⇒ 宿泊事業者との意見交換会やヒアリングを再度実施した上で、検討

主な課税要件（確認事項）①～③

前回の検討委員会で「先行事例では差別化されていないため、**先行事例を踏襲**」としていますが、確認のため、再度振り返りを致します。

検討項目	具体的な内容
①課税客体	税金がかかる物や行為

⇒ 鎌倉市に所在する宿泊施設への宿泊行為

検討項目	具体的な内容
②課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値

⇒ 宿泊施設への宿泊“数”

検討項目	具体的な内容
③納税義務者	租税を納める義務を課せられる者

⇒ 宿泊施設への宿泊“者”

主な課税要件（確認事項）④、⑤

検討項目	具体的な内容
④徴収方法	「特別徴収：宿泊施設が宿泊者から宿泊税を徴収し納入」又は「普通徴収：町が納税義務者から直接租税を徴収」

⇒ 特別徴収

検討項目	具体的な内容
⑤申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの

⇒ 毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入

※ただし、一定の要件に該当し承認を受けた場合には、年4回の申告納入としている事例があり、
当市においても特例の実施を前提に検討

第2回検討委員会後に実施した7事業者とのヒアリングでも否定的な意見はないため、①～⑤の課税要件については、概ね決定(本委員会での検討における結論)とします。

主な課税要件（検討事項）⑥免税点

⑥～⑨の検討事項は、前回の検討委員会で「鎌倉旅館組合所属の事業者を主とし、意見交換を」というご意見を頂いたため、7事業者様との意見交換の結果もご報告しますので、再度協議をお願いします。

検討項目	具体的な内容
⑥免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度。 ※例：一定の宿泊料金の額未満は課税しない等

【意見交換会等で頂いたご意見】

(事業者からのご意見)

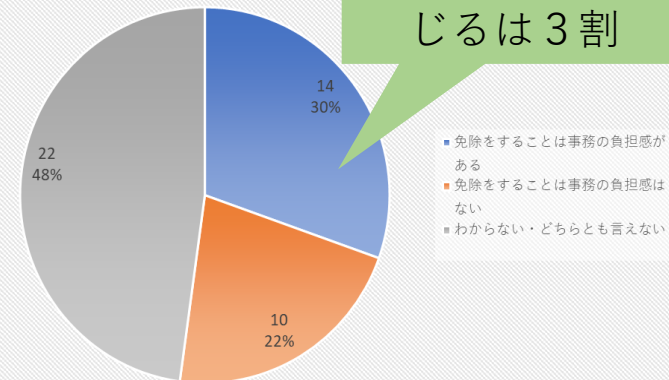
当施設は簡易宿所で、なるべく低廉な価格で提供している。宿泊額が一定額未満を免除とできないか。

(事務局の考え)

宿泊税を活用した観光振興は、仕組み上全ての宿泊事業者が享受できるものが多いため、公平のためにも免除は設けないとしたい。

宿泊料金が一定未満の場合は課税免除としている場合もありますが、どう思いますか。

免税点を設けることに負担を感じるは3割



事務局案 ⇒ アンケートの結果等でも「設けるべき」という判断要素が希薄なため、免税点は設けない

主な課税要件（検討事項） ⑦課税免除

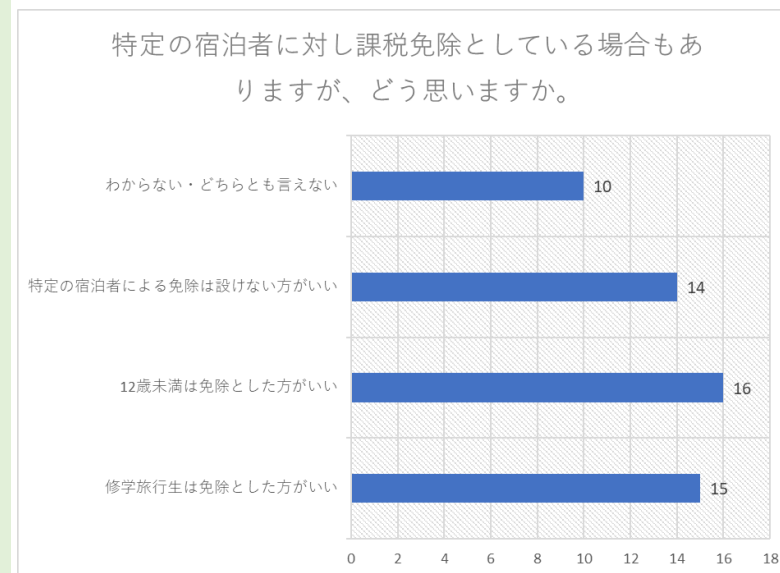
検討項目	具体的な内容
⑦課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる

※例：一定の年齢未満は課税対象としない等

【意見交換会等で頂いたご意見】 (事業者からのご意見)

お客様目線では、課税免除としたい属性の方はいるが、民泊などフロントの無い宿泊事業者等も多数おり、現地での免除対象の証明書類の確認が困難なケース等を想像した際に、設けない方がいいのではないかと感じる。

参考：事業者アンケート結果



事務局案 ⇒ 「課税免除は設けない」

※ただし特例として、災害避難者等の特別な事情を抱えた方は免除を検討

主な課税要件（検討事項） ⑧課税期間

検討項目	具体的な内容
⑧課税期間	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う

【意見交換会等で頂いたご意見】

(事業者からのご意見)

各課税要件等に関するこれまでの検討の経過や市の考え方は理解したが、実際に徴収に関わる事務をしてみないとイメージが湧かない部分が多い。

(事務局の考え)

今後も市内の宿泊事業者に対し、ご意見を伺うことを継続するが、宿泊税導入後においても、必要に応じて課税期間や課税内容の見直しができるような制度(条例や施行規則)としたい。

事務局案 ⇒ 条例施行後3年、その後は5年ごとに見直す

主な課税要件（検討事項）

⑨税額・税率

①一律定額制

例：1人1泊300円のように、宿泊料金にかかわらず一定額により税額を算出

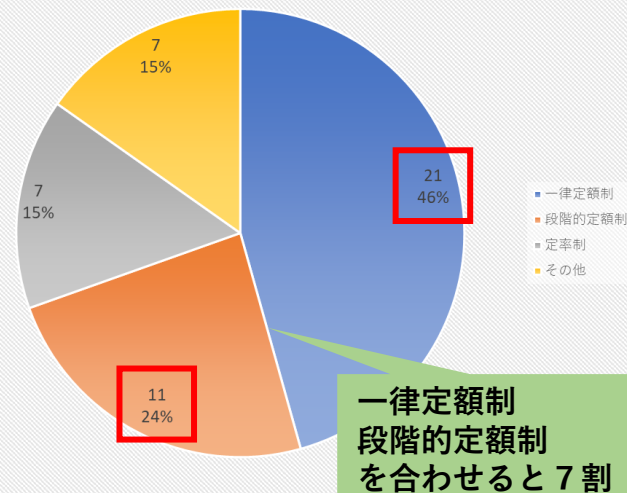
②段階的定額制

例：宿泊料金20,000円以上では、1人1泊1,000円
宿泊料金20,000円未満では、1人1泊500円
のように、宿泊料金に応じ段階的に税額を算出

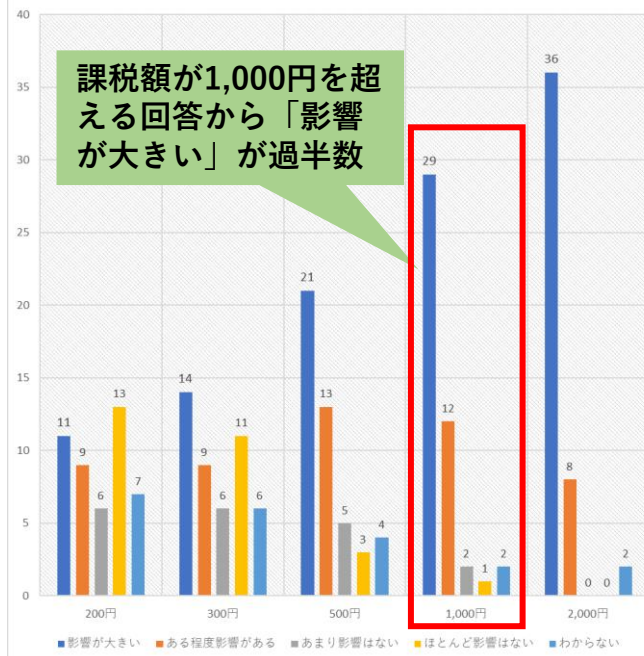
③定率制

例：1泊の宿泊料金に対し3%のように、一定率を乗じて税額を算出
(例：宿泊料金が10,000円の場合、300円)

宿泊税を導入した場合、税額の設定はどのような形が適切と考えますか。



宿泊税を導入した場合、税額ごとに宿泊者数の減少など影響についてどう考えますか。



主な課税要件（検討事項） ⑨税額・税率

検討項目	具体的な内容
⑨税額・税率	税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる

【意見交換会等で頂いたご意見】

(事業者からのご意見)

- ・ 定率制や段階的定額制は、宿泊料金に応じて課税額が変わるという面では公平性があると思うが、かなりの事務負担があると感じる。
- ・ 複雑な段階的定額制や定率制だと現場で計算ミスが増えることが懸念され、さらには申告漏れや徴収漏れ等のリスクも感じる。

(事務局の考え)

今後も市内の宿泊事業者に対し、ご意見を伺うことを継続し、事務負担の軽減やわかりやすい制度設計に努めます。

事務局案 ⇒ 1人1泊300円（一律定額制）

その他の課税要件 罰則規定

検討項目	具体的な内容
罰則規定	地方税法等における法定外目的税に対する罰則が適用される

宿泊税は法定外目的税のため、地方税法等に対する罰則が適用されます。

実例としては、特別徴収義務者の申告がなされない場合に市が税務調査をして税額を決定します。その調査を拒否した場合には、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処される規定が適用となります。

上記の地方税法等の規定を踏まえ、
⇒「帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金」を条例や規則に盛り込むこととします。

宿泊税の導入に伴い実施する補助制度

前回検討員会でもご案内したとおり、下記の補助制度は鎌倉市においても、実施を前提に補助内容の検討を進めてまいります。

- ・ **宿泊税の導入に伴うシステム改修への補助**

宿泊税の導入に伴うレジやホテル管理システムの改修費用に対し、補助金を交付

- ・ **徴収事務の負担に対する交付金**

徴収業務を担う宿泊事業者様に対し、税収の数%（全国的には2～3%が一般的）を事務経費として交付

【意見交換会等で頂いたご意見】

(事業者からのご意見)

- ・ 交付金率（2～3%）が現場の実コストに見合わない、導入初期のみ高め還元にする自治体の事例があるため、同様の配慮を検討いただきたい。

- ・ 補助制度の具体的な金額や支給内容を、宿泊税の徴収に関する条例が制定される前までに明示していただきたい。

3 収収の使途について

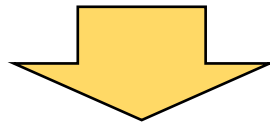
目的または用途

鎌倉市での宿泊税における「**税込の用途**※」

※総務省協議で明記するその自治体における用途の理念

国内外から多数の観光客が訪れ、交流する鎌倉市の観光資源の**魅力維持・向上を図るとともに、~~魅力向上や維持、宿泊を伴う滞在型観光の促進、観光と市民生活の調和及びを図るための受入環境の整備、その他の地域社会の発展に寄与する~~持続的な観光振興を図る施策に要する費用**

※朱書きが追記 灰色二重取り消し線の文字が削除



国内外から多数の観光客が訪れ、交流する鎌倉市の観光資源の**魅力維持・向上を図るとともに、宿泊を伴う滞在型観光の促進、観光と市民生活の調和及び持続的な観光振興のための施策に要する費用**

従前案

変更箇所

変更後案

4 使途(使い道)の内容について

意見交換会等で頂いたご意見①

(事業者からのご意見)

- ・ 宿泊税を導入した際の中長期の青写真を明確に示し、財源規模とその分配（住民・事業者・観光客への還元）のイメージを共有してほしい。
- ・ 宿泊税を、市民生活と観光の調和にもしっかりと活用してほしい。体育館や公共の施設の整備といった住民サービスへの還元や、鎌倉の自然を守る活動にも活用してほしい。
- ・ 日帰り客への負担の方法（拝観、飲食、公共交通の利用、自動車の入域、駐車場等）等も幅広く中長期的に検討してほしい。

意見交換会等で頂いたご意見②

(事業者からのご意見)

- ・ 宿泊税で得た財源が、本当に「滞在型観光への転換」に効果的に使われるのか疑問です。具体的な施策（宿泊者向けクーポン、宿泊誘導イベント、朝夜観光、連泊促進インセンティブ等）の提示と、確実な実行をお願いします。
- ・ 宿泊税を何にいくら使うのかが不明瞭だと、宿泊事業者も納得しにくいいため、将来に亘って「使途の見える化」を図っていただきたい。

意見交換会等で頂いたご意見③

(事業者からのご意見)

- ・ 制度の導入前に用途を明確にしてください。また、「鎌倉が面白いことをしている」と思ってもらえるような日帰り観光客への費用負担についても継続して検討してください。
- ・ 宿泊税が導入された後も、引き続き宿泊者数や料金構成(宿泊料金の分布等)のデータを集めて、制度に反映されるようにしてください。
- ・ 制度の導入前に、しっかり期間をとって、個別の説明会等の場で継続的に対話を実施してほしい。

鎌倉市の観光振興に資する使途の考え方

将来に亘って市民、事業者に求められる適切な使途が定められるよう『**使途の評価軸**』が必要。

第4期鎌倉市観光基本計画 ※令和8年3月策定

基本理念 [㊦]	
住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉 [㊦]	
目標 [㊦]	施策分野 [㊦]
I 観光がもたらす豊かさの実感 [㊦]	(1) 観光がもたらす経済的・社会的効果の共有 [㊦] (2) 責任ある観光（レスポンスブルツーリズム）の推進 [㊦] (3) 観光にかかる原因者・受益者負担の仕組みの導入 [㊦] (4) 地域に恩恵をもたらす観光旅行者の誘致 [㊦]
II 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備 [㊦]	(1) 分散型観光の推進 [㊦] (2) 泊まる観光の推進 [㊦] (3) 住民と観光旅行者が共に安心できる防災対策の推進 [㊦] (4) 誰もが利用しやすい観光受入環境の充実 [㊦] (5) 観光案内の充実 [㊦] (6) 歩いて楽しめる美しい観光まちづくり [㊦]
III 人材育成・連携体制づくり [㊦]	(1) 観光の担い手の能力の向上と多様な担い手の活動の活性化 [㊦] (2) 持続可能な観光まちづくりに向けた連携体制づくり [㊦] (3) 教育・学習・研究と相互理解に関する機会の提供 [㊦] (4) 鎌倉サポーター（鎌倉市を愛する応援者）を増やす [㊦]
IV 多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実 [㊦]	(1) 歴史的・文化的資源を生かした観光まちづくり [㊦] (2) 地域と共に創る鎌倉ならではの観光の推進 [㊦] (3) 観光資源に関する効果的な情報発信 [㊦] (4) 観光資源の保全・整備・磨き上げ [㊦] (5) 新たな観光資源の発掘・開発と活用 [㊦]

⇒ 第4期観光基本計画の**基本理念、目標及び施策分野**の各項目に沿っているか否かを使途の評価軸とすることが望ましい。

意見交換会等を踏まえた使途の案①

使途名	内容	観光基本計画との適応	概算額及び根拠
朝夜観光・泊まる観光・滞在型の推進	朝夜のイベントの実施 例：①夜間ドローンショー ②ナイトウォークイベント ③宿泊者の朝座禅 等	Ⅱ 誰もが安全・快適に 過ごせる受入環境の整備 Ⅳ 多様な資源を活用した 観光コンテンツ整備・充実	【年約2,000万】 ドローンショー 100機でのショーで 約500～1,000万
市内の宿泊施設を網羅的に紹介するプラットフォームの整備	プラットフォームを整備し、 観光案内所等で閲覧できるように整備、運用	Ⅳ 多様な資源を活用した 観光コンテンツ整備・充実	【年約1,400万】 3施設に導入と仮定 操作可能なサイネージ3台 400万×3=1,200万 システム構築費200万
宿泊施設を特集した冊子を発行、配布	市内の宿泊施設を特集した冊子を発行し、市への観光資料請求の際に同封	Ⅳ 多様な資源を活用した 観光コンテンツ整備・充実	【年約500万】 年10,000部発行を想定 作製：デザイン会社への発注 1,000部納品で100万 印刷：1部増刷につき300円 300円×9,000部=270万
宿泊を伴う滞在型観光PR動画の作成	宿泊を伴う滞在型観光PR動画の作成し、市の施設などで常時放映	Ⅳ 多様な資源を活用した 観光コンテンツ整備・充実	【年約200万】 75インチ程度の大型モニター の購入30万×3台=90万 動画の企画、撮影、 制作100万

※先行事例を参考に作成した使途イメージです。実施を保証するものではありません。

意見交換会等を踏まえた使途の案②

使途名	内容	観光基本計画との適応	概算額及び根拠
宿泊施設の集積地と大船等の飲食街を繋ぐ二次交通	夜間帯などで、宿泊施設の集積地と大船等の飲食街を繋ぐ二次交通を運航	Ⅱ 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備	【年約2,000万】 初年度は大型バス1台を複数回運航とし120,000円/日 12万×150日※=1,800万 ※祝日、休日又はその前日を想定
宿泊客向けタクシーチケットの配布	夜間帯などで、大船等の飲食街から宿泊施設へのタクシーを用いた移動に関する補助を実施	Ⅱ 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備	【年約5,000万】 500円×100,000団体 =5,000万
宿泊事業者向けデジタルシフト補助	宿泊事業者の省力化やDX化に資する事業へ補助を行う	Ⅱ 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備	【年約1,000万円】 年100万円（上限）×10施設
旅行者受入対応力強化支援事業補助	人材の確保に関する事業、人材の定着・育成に関する事業への補助	Ⅲ 人材育成・連携体制づくり	【年約500万円】 年10万円（上限）×50施設

※先行事例を参考に作成した使途イメージです。実施を保証するものではありません。

意見交換会等を踏まえた用途の案③

用途名	内容	観光基本計画との適応	概算額及び根拠
鎌倉の歴史を伝えるスタッフの育成・強化	市内のガイド団体と連携した講演や講師派遣の実施	Ⅲ 人材育成・連携体制づくり	【年約100万円】 講演 1回 5万 × 4回 = 20万 都度派遣 1万 × 80施設 = 80万
民泊事業の把握の強化、課税逃れの事業者の監視	特別徴収義務者の届出のない宿泊事業者や申請を行っていない民泊事業者に対する対応を実施	Ⅰ 観光がもたらす豊かさの実感	【年約1,500万円】 750万円 × 2名
観光客のマナー啓発媒体の作成、周知	多言語の観光マナー啓発媒体を作成し、観光客全体のマナー向上に取り組む	Ⅰ 観光がもたらす豊かさの実感	【年約500万円】 看板、中吊り広告、チラシ、ポスター等を想定
宿泊税周知ポスター、チラシ	宿泊税導入に関する観光客向けの事前周知媒体の作成及び周知	Ⅱ 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備	【年約300万円】 周知チラシ、ポスター、フロント等に設置する小型ののぼり旗等を想定

(全ての用途案の概算額の合計 1.5億円)

⇒用途そのものとは異なりますが、制度導入後も特別徴収義務者(宿泊事業者様)に対し、「用途に関するアンケート」等を実施し、適切な用途が継続的に展開されるよう、制度構築したいと考えます。

※先行事例を参考に作成した用途イメージです。実施を保証するものではありません。

5 今後の検討内容 & スケジュール

これまでの検討と今後のスケジュール(案)

- 第1回検討委員会** 令和8年2月10日
 - ・各種観光財源の比較、検討
 - 市内宿泊事業者向け勉強会** 令和8年3月2日
 - 市内宿泊事業者向けアンケート(追加期間)** 令和8年3月2日～同月15日
 - 第2回検討委員会** 令和8年3月31日
 - ・宿泊税の制度案及び使途の検討
 - 第3回検討委員会** 令和8年4月20日
 - ・宿泊税の課税要件の確定、使途の方向性の確定
- 以下、未完了 -----
- 第4回検討委員会** 令和8年5月11日
 - ・「鎌倉市における宿泊税等観光財源に関する検討報告書」について
 - 宿泊税条例(案)に関する市民意見公募の実施** 令和8年6月～7月(1ヶ月)
 - 宿泊税条例(案)を市議会に上程** 令和8年9月
 - 宿泊事業者へ向けた制度説明会(複数回)** 令和9年1月～令和9年9月
 - 宿泊税の課税開始** 令和9年10月